

## 全道庁労連障労連が要求してかちとってきたもの

年度	諸成果	
	ハード面（施設改善等）	ソフト面（人的措置等）
1984年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者用トイレの設置（以後、継続して要求し続け、増設をかちとってきた）</li> <li>・ 障害者用駐車場の確保</li> <li>・ スロープの改善（幅員・傾斜の改善）</li> </ul>	
1986年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープの改善（ロードヒーティング化）</li> <li>・ 共済施設に障害者用トイレを設置。以後、共済・支庁の宿泊施設等の改修を継続して要求し続け、新たに建築した宿泊施設には、必ず障害者用の居室を設置させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補装具自己負担金を、互助会から助成→下肢障害等により自家用車等の通勤を余儀なくされる職員に対する通勤手当について、実態に合わせて支給するよう要求してきているが、実現が難しい状況にある中、その代用措置としてかちとったものである。</li> </ul>
1987年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎・別館外側回廊に滑り止めマットを設置</li> </ul>	
1988年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターの改善（鏡等の設置）</li> </ul>	
1992年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治研修所（のち自治政策研修センター、06年3月をもって廃止）を、障害をもつ職員が利用できるように改修</li> <li>・ 本庁・別館の出入り口周辺に点字ブロックを設置</li> </ul>	
1993年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害をもつ職員のための「音声発生器付きパソコン」を導入</li> </ul> <p>※5年のリース契約→当該職員が異動しても、契約更新は継続されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害をもつ職員が会議・研修等に参加する場合は、手話通訳を配置</li> </ul>
1994年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初予算闘争において「高層公宅は、現在建築中のものからスロープを設置することとしている」と及び「身障者用公宅については、平成7年度に1戸着工することとしている」との回答を得た。</li> </ul> <p>→95年度：南郷17丁目に1戸建築（96年度完成）</p> <p>99年度：同じく南郷17丁目に4戸建築中（99年12月完成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎の玄関に視覚障害者のための「誘導チャイム」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当年度から、当局との交渉において聴覚障害をもつ組合員が参加する場合は、当局が責任もって手話通訳を用意することを確認した。</li> </ul>
1995年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁地下の食堂に向かって左側に傾斜の緩やかなスロープを新たに設置（それまでも食堂正面階段横にスロープはあったが、傾斜がやや急であるのと、階段を使わずにスロープにまわる歩行者が多いという実態があり、利用しにくかった）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初予算闘争において、「『手話研修』等、職員の研修の中に、障害者との接し方等にかかわる研修内容を盛り込むことを研究していく」旨の回答があった（1998年度の新任研修から「手話研修」の時間が設けられた）。</li> </ul>
1997年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌総支部青年部が中心となって、札幌市西区に建築（平成11年度完成）の独身寮に身障者用居室を4室確保した（当初の設計では2室であったものを4室に増加させた）。</li> </ul>	

年度	諸成果	
	ハード面（施設改善等）	ソフト面（人的措置等）
1997年度	・ 92年度に改修した自治研修所へ、車椅子の職員が研修に行ったところ、問題があることが判明したため、すぐに、当局に対して改善を要求した。傾斜地に建築した施設であることから物理的な改修に限度はあるが、必要が生じたらその都度必要な介助を行うなどの対応を確認した。	
1998年度	・ 聴覚障害をもつ職員の居住する公宅に「パトライト」等が設置された。	
2003年度	・ 当初予算闘争において、「ISO4001取得による執務室室温28℃設定に伴い、頸椎障害等による体温調節機能障害を有する職員が体調不良を生じることのないように配慮する」ように要求したところ、具体的に対処していく旨の回答を得た。	
2006年度	・ 道庁別館で車いす対応トイレが未設置だった階（5階、6階）を、それぞれ改修。工事設計の際、当事者である組合員に具体的な要望を確認し、それをふまえた改修をかちとった。 →特筆すべきこととして、当該庁舎の車いす対応トイレ設置要求は、20年来のこと。これまで、予算上及び構造上の問題として、当局は対応してこなかったのに対し、具体的に踏み込んで追求した結果、かちとった成果である。	
2008年度	・ グループウェアの更新に伴い、メール機能について、音声読み上げ機能に対応させた。ただし、グループウェアそのものの対応ではなく、別ソフト使用を、視覚障害者に限り許可するという形にとどまっている。	
年度不明	〈カーポートの設置〉 ・ 檜山、留萌、十勝、後志、上川の各合同庁舎 ※各々、庁舎改築時等に設置されたもの	

◎ 継続課題

- (1) 障害（特に下肢障害）をもった職員が使用可能な公用車の配備
- (2) 本庁に配属されている手話通訳者（特別職非常勤職員）の正職員化
- (3) 本庁・別館間の地下通路（エスカレーター及びスロープで連絡）にエレベーターを設置する等の改善を要求
- (4) 監査・研修等の会場確保にあたっては、障害をもった職員が参加することを前提にするように要求
- (5) 管理職に対して、障害者についての理解等を深めるための研修を義務づけるように要求
- (6) グループウェア及び総合文書管理システムを、視覚障害をもつ職員が使えるように要求
- (7) 人工透析等を必要とする職員が、給料等に不利益のないよう特別休暇の創設を要求
- (8) 駐車場の整備（カーポートが設置されている場合でも、庁舎との間に屋根がないという問題がある）、障害者に対応したトイレの設置を要求